

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 10 回 総 会

令和 6 年 6 月 28 日 (金)

名護市農業委員会 第10回総会

開催日時 令和6年6月28日（金）午前10時00分～11時30分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	欠
4番	岸本 信子	◎	5番	山城 秀樹	◎	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	欠	17番	平 智昭	欠	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第56号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第57号 非農地証明願について
 第58号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について
 第59号 令和6年度農地利用状況調査の実施について
 報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

(開会)

議長 みなさん、おはようございます。それでは、座って進めたいと思います。

ただいまより令和6年度第10回名護市農業委員総会を進めたいと思います。本日の欠席者は3番、16番、17番、14番、10番、5名となっています。農業委員12名中10名で進めたいと思います。本日の議事録署名人は、4番と5番委員よろしくお願いたします。

(議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第53号農地法第3条1項の規定による許可申請について事務局よりお願いたします。

事務局主査 お手持ちの1ページより議案第53号農地法第3条1項の規定による許可申請について説明させていただきます。案件は12件あります。詳細につきましては担当の事務局よりお願いたします。

事務局 整理番号1番、許田の1筆、農用内、面積が3,512㎡3条有償移転となっています。譲受人の稼働人員は2名。従事日数は代表者180日、従業員240日です。予定作物がゴーヤーとなっております。

整理番号2番、為又の1筆、農用外、面積125㎡、無償移転となっております。稼働人員は2名、本人が200日、その他も200日。予定作物はマンゴーとなっております。

整理番号3番、源河の2筆、農地内、面積4,147㎡。稼働人員が5名、代表者250日その他従業員が各150日、予定作物がマンゴーとなっております。

整理番号4番、我部祖河の1筆、農用外、面積が637㎡、有償移転、稼働人員は1人で従事日数は150日です。予定作物は野菜となっております。

整理番号5番、呉我の1筆、農用内、面積1,462㎡、有償移転です。稼働人員は4人、家族経営です。本人が190日、奥さんが150日、子供が100日となっております。予定作物はシークワサー、タンカンとなっております。

整理番号6番、呉我の1筆、農用内、面積3,334㎡、賃借権設定となっています。稼働人員は1人、年間従事日数250日。予定作物はマンゴーとなつていま

す。

整理番号 7 番、久志の 3 筆、農用内、面積が 1,251 m²、有償移転。稼働人員は 1 人で従事日数 200 日です。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 8 番、天仁屋の 3 筆、農用外、面積 3,931 m²。有償移転となっております。稼働人員 2 名、本人が 150 日、妻が 30 日、予定作物はバナナ・ミカン・野菜となっております。

整理番号 9、饒平名の 3 筆、農用内、面積 2,922 m²。有償移転となっております。稼働人員は 3 名。代表が 250 日。従業員各 250 日。予定作物がドラゴンフルーツとなっております。

整理番号 10 番、済井出の 1 筆、農用内、面積が 3,891 m²、有償移転。模拡大のためとなっております。稼働人員が 1 人、年間従事日数が 150 日。予定作物がトマト・バナナとなっております。

整理番号 11 番、済井出の 1 筆、農用外、面積 821 m²、有償移転となっております。稼働人員が 1 人、従事日数 250 日予定作物がバナナとなっております。

整理番号 12、済井出の 1 筆、農用内、面積 430 m²。有償移転となっております。稼働人員が 2 名。本人が 150 日、母が 50 日。予定作物が野菜となっております。3 条は以上です。

議長 ただいまの議案第 53 号、質問ありましたらお願いします。

委員 整理番号 2 番 為又の譲受人は、ここ以外でも営農されているんですか。

事務局 その他にはしていません。

委員 整理番号 10 番、済井出の件について、譲受人確か先月農地利用集積計画で、また別の方に農地を貸していたと思うのですが、その場合でも、また自分で規模拡大の為に農地の申請できるのですか。

事務局 貸している農地が遊休地となっているなど、返還を請求し自身で管理を行うべきなど特段の事情がないかぎり、新しく農地を取得することに問題はありま

せん。

委員 はい。分かりました。以上です。

委員 8番の天仁屋の土地について、〇〇番地進入路がないのは、ご本人は認識していますか。本人が農業するにあたっては嬉しい事ですが、その点を懸念しています。

事務局 進入路については確認していません。申請者での対応するものと考えています。

委員 はい。

議長 議案53号農地法第3条第1項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

ないようでしたら、議案第53号1番から12番まで可決してもよろしいですか。

委員 はい。

(議案第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局主査 続きまして、お手持ちの資料5ページになります。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、案件1件ございます。詳細につきまして事務局より説明いたします。

事務局 整理番号1番。農用外、地目は畑で、面積4,885㎡のうち2,885㎡、転用目的が共同住宅となっております。
申請地内既に砂利が敷かれ、農業以外の用途で利用されておりましたので、始末書の方を付けていただいております。今回の計画の中で3階建ての共同住宅1棟ワンフロアに4世帯合計12世帯住む予定なのですが、駐車場が36台分と言うことで多くないか確認を取ったところ、申請地内に公園を設置する計画で、公園の利用者の駐車場としても想定しているとのこと

でした。農地区分は第2種農地で一団農地4.2haになっております。

議長 議案第54号農地法第4条第1項の規定による許可申請について質問はありませんか。

ないようでしたら、議案第54号農地法第4条可決してよろしいですか。

委員 はい。

(議案55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局からお願いします。

事務局 議案第55号農地法第5条第1項の規定による許可申請について今月5件ございます。

整理番号1番、農用外、地目畑、面積812㎡、所有権移転。
所有権移転で転用目的が貸し駐車場、貸し資材置き場となっております。農地区分は第2種農地で一団農地1haとなっております。

整理番号2番、農用外、地目畑、面積378㎡、所有権移転で転用目的が貸し資材置き場。農地区分は第2種農地で一団農地は0.1haとなっております。

整理番号3番 農用外、地目畑、面積530㎡、所有権移転で、転用目的が戸建分譲となっております。農地区分は第3種農地。

整理番号4番 農用外、地目田、面積82㎡。所有権移転で、転用目的が駐車場となっております。農地区分は第2種農地で一団農地0.1haとなっております。

整理番号5番 農用外、地目畑、面積793㎡(2筆合計)。所有権移転で転用目的が社員住宅となっております。農地区分は第3種農地となっております。今月5条以上になります。

事務局 議案55号 何か質問ありませんか。

議案第 55 号、すべて可決してよろしいですか。

委員 はい。

(議案第 56 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 56 号農用地利用集積計画の意見決定について説明をお願いいたします。

事務局主査 お手持ちの資料 9 ページになります。令和 6 年 6 月 21 日付けでの名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 6 名。譲受人 14 名。設定筆数 28 筆、面積 99,343 m²。内 賃借権 27 筆、使用賃借権 1 筆となっています。詳細につきまして、担当より説明を行います。お願いします。

事務局 整理番号 1 番、中山の 1 筆、2 年 11 ヶ月賃借権。予定作物はコーヒー・島唐辛子、250 日従事予定。

整理番号 2 番、喜瀬の 1 筆、10 年間の使用賃借権。予定作物が花卉、250 日従事予定。

整理番号 3 番、数久田の 1 筆、1 年間の賃借権。予定作物が牧草、150 日従事予定。

整理番号 4 番から 7 番、数久田の 4 筆、一年間の賃借権。予定作物が牧草、150 日従事予定。

整理番号 8 番から 10 番、数久田の 3 筆、一年間の賃借権。予定作物が牧草、花卉。150 日従事予定。

整理番号 11 番から 15 番、数久田の 5 筆、1 年間の賃借権です。予定作物が牧草・野菜。250 日従事予定。

整理番号 16 番、数久田の 1 筆、1 年間の賃借権。予定作物が牧草。180 日従事予定です。

整理番号 17 番、数久田の 1 筆、1 年間の賃借権。予定作物が果樹。250 日
従事予定。

整理番号 18 番から 20 番、数久田の 3 筆、1 年間の賃借権。予定作物が牧
草、200 日従事予定。

整理番号 21 番から 23 番、数久田の 3 筆、1 年間の賃借権。予定作物が牧
草・パイン。250 日従事予定。

整理番号 24 番、25 番、名護の 2 筆、2 年 9 ヶ月の賃借権。予定作物がサ
トウキビ。250 日従事予定。

整理番号 26 番、川上の 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物が水稻、再設定で
前の賃借と同じ。

整理番号 27 番、仲尾の 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物は野菜。300 日従
事予定。

整理番号 28 番、為又の 4 筆、5 年間の賃借権。予定作物は果樹。250 日従
事予定。

利用権以上 28 名です。

会長 議案第 56 号 質問がなければ、すべて可決してよろしいですか。

委員 はい。

(議案第 57 号 非農地証明願について)

議長 議案第 57 号非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局主査 議案第 57 号非農地証明願について、今月は 9 件あります。説明お願いま
す。

事務局 整理番号 1 為又の 1 筆、農用外、面積 24 m²。当該申請地は、平成 7 年頃
から道路として利用されており、周囲に農地はなく商業施設で囲まれた土地

であり、公衆用道路として利用しているとのこと。調査員の意見をお願いいたします。

調査員 申請地は、商業施設が並び交通量が多い地区にあります。アスファルトが敷かれた公道道路として利用されていますので農地としての利用は困難と感じました。以上を踏まえ等申請地は、農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断しました。調査委員の意見は以上です。みなさんの審議をお願いします。

会長 何か質問はありませんか。ありませんね。1番は可決してよろしいですね。

委員会 はい。

事務局 整理番号2番為又の3筆、農用外、面積939㎡、当該申請地は、20年以上前より耕作されておらず、現況は原野となっている。農地としての復元は困難であるとのことです。調査員の所見をお願いします。

調査員 申請地は樹高の木々が茂り原野化が進んでいる状況が確認出来ました。農地としての復元利用は困難な土地と感じました。以上を踏まえて、調査員の意見ですが、当該申請地は、農地利用としての困難と思われるため、証明相当と判断いたしました。みなさんの審議をお願いします。

議長 みなさん質問ありましたら、お願いします。
質問がなければ、非農地証明願可としてよろしいですか。

委員 はい。

事務局 整理番号3番、仲尾の1筆、農用外、面積が746㎡、当該申請地は、山林化した袋地で50年以上耕作されていない。農地としての有効活用は困難な土地であるとのことです。調査員の所見よろしくをお願いします。

調査員 申請地は、山林化しており農地としての復元、利用は困難と思われるため非農地と判断しました。以上です。

議長 3番、質問ありませんか。

委員 進入も難しいですか。

事務局 はい。

会長 他にありませんか。

委員 国の発する文書などによると、国は大型重機を使用しても原状回復出来ない場合を非農地と考えているようだけど、事務局としてはどのように考えていますか。委員の皆さんが悩んでいるところはそこなのです。名護市の考えを委員の皆さんに説明していただきたいです。でないと、会議が始まる度に論点が定まらず長引いてしまう。その点、対応をお願いします。

事務局主査 はい。利用状況調査が8月から始まります。7月の推進会議で調査情報は配ろうと考えており、その時に判定の考え方は話していきたいと思います。

会長 他になければ、3番は可決してよろしいですか。

委員 はい。

事務局 整理番号4番、呉我の1筆、農用外、面積654㎡。申請地は、約50年前より耕作されておらず、原野化している。農地としての復元は困難であるとのこと。調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地は、平坦な土地でしたが、かなり原野化が進んでおりました。農地としての利用は困難である為、非農地証明相当と判断しました。
みなさんの審議をお願いします。

会長 何か質問ありましたら

委員 違反しているわけではないですか。

事務局 違反転用はしていません。

議長 他に質問なければ、4番可決してよろしいですか。

委員 はい。

事務局 整理番号 5、豊原の 1 筆、農用外、面積 1,081 m²。申請地は、昭和 47 年頃より耕作されておらず原野化となっている。農地としての利用は困難であるとのことです。調査員より所見をお願いします。

調査員 申請地は、原野化し傾斜があり農地としての利用は困難であると感じました。以上を踏まえ、農地としての利用は困難であると判断しました。みなさんの審議をお願いします。

会長 これにたいして質問ありますか。よろしいですね。議案第 57 号 5 番は可決してよろしいですね。

委員 はい。

事務局 整理番号 6 番 農用外、面積 45 m²。当該申請地は、辺野古運動公園が整備された昭和 59 年頃よりゲートボール場として利用されていた場所であり、現況は雑種地である。また、申請地周辺は山林化した傾斜地と運動公園に隣接していることから農地としての活用は困難な場所であるとのこと。調査員の意見をお願いします。

調査員 現場写真をご覧のとおり、手前から奥にかけて傾斜のある土地で、原野化しており農地としての利用は困難であると感じました。以上を踏まえ、証明相当と判断いたしました。みなさんの審議をお願いします。

会長 質問ありませんか。
なければ 6 番可してよろしいですね。

委員 はい。

事務局 整理番号 7 番 農用外、面積が 43 m²。申請者事由として、申請地は 50 年以上前から耕作されていない小面積の土地である。農地としての活用は困難な土地で、現況は雑種地となっているとのこと。調査員の意見をお願いします。

調査員 申請地は、とても小さな面積で周囲も原野に囲われていることから農地と

して利用することは困難と感じました。皆さんの審議をお願いします。

非農地としては、判断が分かれることもあるかと思うので、皆さんに審議していただきたいと思います。

会長 ただいまの調査員の意見に対して何か質問ありましたら。

事務局 沖縄県が非農地証明としている基準は三つございます。一つが農地法が適応された日から非農地があった土地。二つ目が自然災害等による災害地で著しく利用が困難と認められる土地。三つ目が原則として20年以上耕作放棄され将来的に農地として利用が困難で、農地政策上も特に支障が認められていない土地です。

委員 それに照らし合わせると、ほぼ非農地となるじゃないですか。20年以上耕作放棄、大型重機での回復可否、将来的に農地として有効活用可否、土地の大小関係など、いろいろ合わせて判断するとなると難しい。

委員 個人的には、周りが農地でないこと、生産性の面でみて非農地と判断して問題ないと思います。

会長 他にご意見ありませんか。
調査委員の報告通り可決してよろしいですね。

委員 はい。

事務局 整理番号8番、大南の1筆、農振外、面積47㎡。申請の事由として昭和40年代より建物が建っていたが今から20年以上前に建物を解体し、その後駐車場として現在まで利用している。住宅地の中にあることから、今後農地としての利用は困難であるとのこと。調査員の意見をお願いします。

調査員 申請地は市街地内の宅地に囲まれた小面積の土地で、将来的に農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断いたしました。調査委員の意見は以上です。皆さんの審議をお願いします。

会長 ご意見ありませんか。
可としてよろしいですか。

委員 はい。

事務局 整理番号 9 大北の 2 筆、農振外、面積 793 m²。申請事由として 20 年以上前より耕作されておらず現況は原野となっている。農地としての活用は困難とのこと。調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地 2 筆のうちスライドに写る手前側の 1 筆については、平坦な土地で雑草が茂っているものの草刈りを行えば、農地としての利用が可能と感じました。奥側の 1 筆については、原野化しているうえ傾斜があり農地としての利用は困難と感じました。以上を踏まえ、今回の申請は 2 筆同時申請となっておりますので、案件としましては証明不可といたしました。皆さんの所見をお願いします。

委員 進入はどのようにしているのですかね。

事務局 周囲は他人名義の土地ですが通用路として使用されている形跡がありました。そちらから進入しているかと思えます。

委員 ご意見ございませんか。調査員の判断のとおり、1 筆は農地として活用が見込めるので、非農地としては不可としてよろしいでしょうか。

委員 はい。

(議案第 58 号農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

会長 議案第 58 号農用地利用促進計画案に関する意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局主査 令和 6 年 6 月 20 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用促進計画案に関する意見決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 1 名。譲受人 2 名。設定筆数 3 筆、面積 6,991 m²となっています。詳細は担当より説明します。

事務局 整理番号 1 番、2 番、農用内、2 年 9 ヶ月賃借権。予定作物がサトウキビ。農地への立ち合いをして頂いた委員に受け手の説明をお願いします。

委員 はい。受け手の方の説明をさせていただきます。受け手の方は饒平名地区で経営を行っており。主な作物はサトウキビです。お一人で年間 150 日従事されております。報告は以上です。

事務局 整理番号 3 番 農用内、6 年使用賃借。予定作物が菊です。農地への立ち合いをして頂いた委員に受け手の説明をお願いします。

委員 受け手の方は人農地プランにおいて名護市の中心経営体で、本人と妻 2 名で 250 日従事されております。農業経営の面でもまた、地域での役割の面でも非常に頑張ってくれている方です。

会長 議案第 58 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定についてよろしいですか。

委員 はい。

(議案第 59 号 令和 6 年度農地利用状況調査の実施について)

会長 議案第 59 号 令和 6 年度農地利用状況調査の実施について、事務局、説明をお願いします。

事務局主査 議案第 59 号 令和 6 年度農地利用状況調査の実施について資料を読み上げ説明します。

1、調査目的、農地利用状況調査は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、主に次の 3 点を重点として実施します。①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見です。

2、農地法における位置づけについて、利用状況調査は、農地法第 30 条第 1 項に基づき（農業委員会の必須業務）実施されます。

3、実施時期は令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までです。

4、実施内容について、調査対象は、すべての農地（調査用地図に掲載）で、各筆農地の栽培品目の記入、複数栽培されている場合は、主たる品目を。遊休判定は（ア）判定番号 3：草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備事業の実施が必要となる農地、（イ）判定番号 7：草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地など記載方法の指定もありますので、これに従い記入するようお願いします。詳細については来月各地域での推進会議にて資料を配布しますので、これを見ながら説明させていただきます。

5、事前準備について、農地パトロールを実施する際には、区域を区切って地区担当の農地利用最適化推進委員または農業委員を定めます。また、農地等の図面については農業委員会事務局であらかじめ準備します。これについて先ほどお伝えしたとおり推進会議にてお配りします。

6. 調査結果の整理等について、遊休農地については、農地法第 32 条以下に基づく、農地所有者等への利用意向調査の実施し、農地中間管理事業を利用する意思がある者については農地中間管理機構への通知、これらの結果、経過を農地台帳に記載します。違反転用農地は、事務処理要領に則り指導を行います。農地に復元して利用することが不可能な土地として判断された土地については、一覧表で管理し、農地台帳からの削除を検討します。

7. 記入に係る留意点について、「農業委員会による最適化活動の推進について」(令和 4 年 2 月 2 日付農林水産省経営局通知)において、農業委員会における最適化活動の目標設定とその取組みが示され、遊休地解消の目標は、令和 3 年度利用状況調査において緑区分(判定番号 7)を 5 年間で解消する事となっております。遊休判定には、十分に留意して下さい。

以上、ざっと説明しましたが、具体的な記入方法や質問については推進会議で改めて対応したいと思います。

その他、参考に利用状況調査に関して国が出している資料があります。

令和 2 年当時の資料ですけど、令和 2 年当時でも確認できるのは、違反の 76%を平成 28 年以前、つまり 4 年以上前の転用が占めているということと発見からの年数が経過するほど是正が困難になっていることです。つまり、違反を早く発見して、是正の指導をしていく必要があることです。違反転用発見の契機をみても農地パトロールが 20%ほどを占めていることからとても重要な業務であるといえるので、よろしくお願いします。

会長

報告事項ありますか。

事務局

(農地法第 3 条許可の取消し願いについて)

農地法第 3 条許可の取消し願いについて、報告が 3 件ございます。

整理番号 1 番 農用内、面積が 4,147 m²(2 筆合計)。許可後に売買が取消しとなったため。

整理番号 2 番 農用内、面積 4,400 m²(2 筆合計)。マンゴー栽培を 1 年間実施・経験したが無理だと判断し土地の購入を断念したため。

整理番号 3 農用外、面積 3,799 m²(5 筆合計)。贈与税が高額であったため。

以上です。

(閉会)

会長

よろしいですね。以上で、議案を全て終了します。第 10 回 名護市農業委員会を終わります。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員(岸本信子)

岸本信子

署名委員(山城秀樹)

山城秀樹